

議会運営委員会

平成30年6月14日午前9時00分から委員会室で開かれた。

1. 出席委員

◎木澤 正男	○奥村 容子	小林 誠
平川 理恵	嶋田 善行	井上 卓也
坂口 徹		
伴 議長		

2. 理事者出席者

副 町 長	乾 善亮	教 育 長	藤原 伸宏
総 務 部 長	加藤 惠三		

3. 会議の書記

議会事務局長	真弓 啓	同 係 長	岡田 光代
--------	------	-------	-------

4. 審査事項

別紙のとおり

開会（午前9時00分）

署名委員 平川委員、嶋田委員

委員長

おはようございます。

全委員出席されておりますので、ただいまから議会運営委員会を開会し、本日の会議を開きます。

最初に、本委員会の会議録署名委員を私から指名いたします。

会議録署名委員に、平川委員、嶋田委員のお二人を指名いたします。お二人には、よろしく願いいたします。

本日の議事日程は、お手元に配布していますレジメのとおりでございますので、レジメに沿って進めてまいりたいと思います。

初めに、1. 協議事項、（1）平成30年第2回斑鳩町議会定例会についてを議題といたします。

①の付議議案の取扱いにつきまして、お手元の委員会付託議案の審査結果をごらんいただきたいと思います。

各委員会に付託されました6議案は、いずれも満場一致で可決すべきものとされております。いずれの議案につきましても、最終日の本会議で採決となりますが、ここで、討論の有無について確認をさせていただきたいと思います。

討論等を予定されている議案、あるいはまた、討論の予定があるとお聞きになっている議案がありましたら、議長次第にも関わってまいりますので、あらかじめお聞かせいただけたらと思いますが、ございませんでしょうか。

（ な し ）

委員長

それでは、現在のところ、討論の予定はないということで確認をしておきます。

なお、本会議における討論につきましては、これまでの例により、賛否の討論者をそれぞれ1名ずつとすることで確認しておきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。

賛否の討論は、各1名ずつということで、確認をしておきます。

それでは、①付議議案の取扱いにつきましては、以上で終わります。

次に、②追加日程についてを議題といたします。

6月13日開催の総務常任委員会で、幼稚園保育料の負担軽減(案)について、説明があったところですが、改めてご説明いただきたいと思っております。 藤原教育長。

教育長

それでは、幼稚園保育料の負担軽減(案)につきまして、ご説明をさせていただきます。

昨日の総務常任委員会におきまして、ご報告をさせていただいたところではございますが、議会運営委員会にもご報告をさせていただき、あわせて一般会計補正予算の最終日の追加上程につきましてお願いをさせていただきますと存じます。

この件につきましては、まず概要から申しあげますと、平成27年におきまして、新たな子ども・子育て支援制度が創設をされ、4月1日に子ども・子育て支援法が施行されたところでございます。これにあわせて、政令が施行され、この政令のなかで幼稚園保育料に関する規定が設けられ、本町におきましても、この政令を受けて保育料減免を定めています斑鳩町立幼稚園保育料及び入園料徴収条例施行規則の改正を行う必要がありましたが、この改正を行うことができず、結果的に、平成27年度から平成29年度の3年間にわたり、一部の保護者の方から、政令の規定を超える保育料を徴収しておりました。つきましては、保育料に係る規則の改正をおこない、平成27年度に遡って遡及適用を行い、徴収し過ぎました保育料を返還していきたいと考えているところでございます。

それでは、資料によりご説明をさせていただきます。

まずはじめに、国の制度について説明をさせていただきたいと思いま

す。お手元の資料の2枚目、参考資料をごらんいただきたいと思います。

この資料は、平成27年3月31日付けで発出されています「子ども・子育て支援法施行令等の一部を改正する政令及び子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令の公布について」の通知でございます。保育園、幼稚園、認定子ども園については、この子ども・子育て支援制度において運営を行うこととなっております。

資料の説明につきましては、今回の改正に関わりのあるところについて、ご説明させていただきたいと思います。

まず4ページをごらんください。(1)教育認定子どもに係る利用者負担の上限額が定められております。所得階層毎に上限が定められており、公立幼稚園におきましては、この表に示す上限額を適用することとなっております。(2)市町村民税非課税世帯(所得割非課税世帯を含む)では月額3,000円となっております。

続きまして、8ページをごらんください。2番目の利用者負担の上限額に関する多子軽減の特例として、負担額算定基準となる子どもが世帯に2人以上いる場合に、利用者負担の上限額を減額するとしています。

(1)は利用者負担が半額になる要件、(2)では利用者負担がゼロになる要件が示されております。小学校1年生から3年生までの兄又は姉を含めた兄弟関係を見て算定を行うというものでございます。

それでは資料にお戻りいただきたいと思います。1枚目でございます。ただ今、ご説明をさせていただきましたように、平成27年度に、国におきまして市町村民税非課税世帯の公立幼稚園の保育料の限度額が月額3,000円、年額にしますと3万6,000円に改められまして、また、多子計算の算定対象となる範囲を、同時在園であったものが小学校3年生まで引き上げられたものでございます。

このことから、本町においても同様に改正していくべきものでありましたので、教育委員会事務局総務課長から当時の町長に、子育て支援法の施行に伴い本町の町立幼稚園保育料の減免の限度額等を改正する必要があると説明を行いました。前町長からは改正する必要はないとおっしゃられ、また、その後、特段改正に向けての手続きをとるようという指示もありませんでした。

このことから、改正に係る事務をとることができなかつたものでございます。

なお、平成28年度、平成29年度につきましては、低所得の多子世帯・ひとり親世帯等の保育料負担軽減を実施しているところでもございます。

こうしたなか、去る5月10日、国における平成30年度の負担軽減に係る通知を受け取りまして、町長も交代されて町の体制も変わるなか、本町の本年度の町立幼稚園保育料のあり方の検討を行うなかで、改めて、平成27年度に行われました制度改正との整合を図っていく必要があると判断したものでございます。

それでは、1. 改正内容でございますが、(1) 町立幼稚園利用者で市町村民税非課税世帯について、第1子の保育料負担を軽減することとしております。表の中のアンダーラインの箇所が変更箇所でございますが、減免適用後の保育料は、市町村民税非課税世帯で、年額5万3,200円、月額では4,433円を、これを年額3万6,000円、月額では3,000円に改正するものでございます。

次に、(2) 多子計算の算定対象となる範囲を、同時在園から小学校3年生以下に引き上げるというものでございます。

続きまして、2. 実施時期でございますが、平成27年度の町立幼稚園保育料から遡及して適用することとしております。

なお、影響額につきましては、現在、精査中でございますが、単年度の概算額では、市町村民税非課税世帯の第1子の保育料の負担軽減で約20万円程度、多子計算の範囲を小学校3年生まで引き上げることについては約400万円程度必要になるのではないかと考えておりまして、この超過徴収分につきましては、関係保護者の皆様にすみやかに返還してまいりたいと考えております。

また、返還にあたりましては、民法または地方自治法のいずれかの規定による還付加算金が生じますことから、この必要額につきましても計上させていただきたいと考えております。

なお、この還付加算金につきましては、現在適用される法令の確認などを行っているところでございます。また、平成30年度の保育料に係

る歳入予算につきましても概ね400万円の減額補正を考えているところでございます。

この保育料の減免額の増による返還費等につきましては、すみやかに返還してまいりたいと考えておりますので、本定例会の最終日に一般会計補正予算を上程させていただきたいと考えております。つきましては、特段のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

議員の皆様方、保護者の皆様方、町民の皆様方には、大変ご心配またはご迷惑をおかけしまして、誠に申し訳ございません。

今後、適正な事務の執行を行ってまいりますので、何卒ご理解を賜りますようお願いを申し上げます。以上でございます。

委員長 ただいま、教育長から説明がありましたとおり、幼稚園保育料の予算補正について、最終日に追加上程し、即決することとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。
それでは、お手元の追加日程表をごらんいただきたいと思います。
ただいま、ご確認いただきました補正予算を、追加日程1. 議案第37号 平成30年度斑鳩町一般会計補正予算(第4号)についてとしてあげております。

また、追加日程2. 発議第3号 拙速な「県立高校適正化実施計画(案)」は見直すことを求める意見書について、議員発議で意見書が提出されるものです。

現在までに追加提案を予定されているものはこの2件ですが、この他に、提案等を予定されているもの、あるいはまた、提案等の予定があるとお聞きになっているものはございませんか。

(な し)

委員長 それでは、議員提案の予定は、現時点ではないものと確認をしておきます。

教育長におかれましては、他の公務もごございますので、ここで退席していただくことといたします。どうもお疲れ様でした。

暫時休憩します。

(午前9時10分 休憩)

(午前9時10分 再開)

委員長 再開いたします。

追加日程として予定されているものは以上ですが、これまでのところで、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。 小林委員。

小林委員 先ほど教育長のお話のところですが、返還されますけれども、返還によって、3年間民法の関係で上乘せして返還する部分については税金から、税金で賄われるのか、それとも前町長の責任ですので、前町長に損害賠償請求される考えがあるのか。

委員長 教育長退席されましたけども、副町長の方で今の小林委員の質問に対して回答できるようであれば、お願いしたいですけど。 乾副町長。

副町長 保険料の取りすぎ、誤って取りすぎた分につきましては、これは本来取りすぎですので返すということになるんですけど、還付加算金ですね、これにつきましては、町のいわゆる損失ということになりますので、これについては、どうしていくかということにつきましては、また顧問弁護士ともいま、相談をさせていただいておりますので、それについて対応させていただきたいと考えております。

小林委員 一般的にはそういうことに対しては税金で賄わずに損害賠償請求されるのが、通例というかですね、そういうふうに思っておりますので、適切に対応していただきますように、よろしく願いいたします。

委員長 他にございませんか。 嶋田委員。

嶋田委員 今回の意見やと、なんかいかにも前町長が悪いことしはったみたいやけども、実質はわからん、町長が対応せんでええと言わはったかどうかもはっきりしない中で、そういう意見はちょっとおかしいのではないかなと。それは委員会なりなんか特別委員会を立ち上げてね、追及した結果であって、前町長の責任云々を、ただ金払えということでおさめるのか、それとも前町長の責任を追及するのかということに関わってくるんでね、それは議会から言うのはちょっとおかしいん違うかなとは思いますがけどね。

委員長 小林委員。

小林委員 いや、別に適切に対応してくださいと言ったわけですし、その経緯も含めてどうなるかっていうのは明らかになると思っております。

委員長 よろしいですか。

(異議なし)

委員長 それでは、最終日の議事運営については以上のように進めさせていただきまますので、議長には、進行方よろしく願いいたします。

平成30年第2回斑鳩町議会定例会については、以上で終わります。

次に、(2)次期定例会の日程についてを議題といたします。

皆さんのお手元にお配りしています日程案について、事務局から説明をお願いします。 真弓議会事務局長。

議会事務局長 それでは、次期定例会の日程案につきまして、ご説明をさせていただきます。

お手元の日程表(案)をごらんください。9月3日(月)を初日とし、

9月27日（木）を最終日とする、会期25日間の案をお示ししております。

まず、9月3日を初日としまして、本会議終了後に広報発行常任委員会を開催、9月4日から5日は休会、6日、7日を一般質問とし、8日から10日は休会、11日は決算審査特別委員会の1日目、12日は農業委員会のため休会、13日、14日は決算審査特別委員会の2日目、3日目、15日から17日は休会、18日は建設水道常任委員会、19日に厚生常任委員会、20日に総務常任委員会、21日に議会運営委員会、22日から26日までは休会とし、27日（木）を最終日とする、会期25日間の案でございます。以上、よろしくお願いたします。

委員長 ただいま事務局長から説明のありましたことについて、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。ございませんか。

（ な し ）

委員長 それでは、9月定例会の日程は、お手元の日程表の案のとおり予定をしておくということで委員会として確認しておきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（ 異議なし ）

委員長 異議なしと認めます。9月定例会の日程につきましては、予定ということで確認をしておきます。

次に、（3）今年度の検討事項についてを議題といたします。

①議会事務局職員が監査委員書記を併任することについて、副町長にご出席いただいておりますので、報告をお願いいたします。

乾副町長。

副町長 それでは、お手元にお配りをしております横長の表の資料でございます。議会事務局の職員配置等について、これにつきまして説明をさせて

いただきたいというふうに思います。

この資料につきましては、生駒郡3町とそれから北葛城郡4町、それから県内の比較的人口の多い田原本町、それから川西町、大淀町の10町の議会事務局の職員配置等につきまして聞き取り調査を行いまして、取りまとめたものでございます。

まず、項目の1段目の①でございます。議会事務局の職員数でございますが、大淀町を除く9町では3人が配属されております。大淀町は2人が書記の専任で総務課の3人が併任となっております。大淀町のところの備考欄に記載しておりますように、併任しております総務課職員は議会の開会中に限り議会事務局業務に携わっているということでございます。

それから3人すべてが正職のところ是三郷町、王寺町、上牧町、広陵町、田原本町となっております。その3人のうち臨時職員1人を配置しているのは平群町、安堵町、河合町でございます。川西町につきましては正規職員が1人、週3日勤務の再任用職員が1人、週3日勤務の臨時職員1名となっております。なお、平群町の臨時職員1名の方は正職の育児休暇の代替え職員として配置されておりますので、本来は正職3人という配置となっております。

次に②でございます。その下の②でございます。監査委員書記を併任している議会事務局職員数では広陵町、田原本町を除くすべての町で併任をされておられます。三郷町と平群町は議会事務局職員3人すべて併任、それから、安堵町、王寺町、河合町、上牧町、大淀町では3人のうち2人が併任、それから川西町は3人のうち週3日勤務の臨時職員1名が併任をされているという状況でございます。

次にその下の③の他の行政委員会書記の併任では、三郷町が固定資産評価審査委員会の書記を、平群町が公平委員会の書記と固定資産評価審査委員会書記を議会事務局職員がさらに併任をしているという状況でございます。

そして、その下④の監査委員の書記の専任につきましては平群町が平成30年4月から専任配置を廃止されまして、議会事務局職員が併任となっているということでございますので、書記の専任配置をしているの

はこの調査では当町のみとなっているところでございます。

次に、⑤の閉会中の常任委員会の開催につきましては、議会運営委員会のみ開催されている町、また継続審査があった場合には開催されている町、原則なしという町もございます。そういう状況でございます。

それから、その下の⑥の併任している監査委員書記の配置部署につきましては、広陵町と大淀町で総務課の職員が併任をしておると、田原本町につきましては総務部長が書記を併任しているという状況となっております。

その下の⑦その他では、議会事務局の時間外勤務の状況でございます。ほとんどないという町もございますけれども、議会の準備、議会中等で月に数時間から数十時間の時間外勤務をされているという状況となっております。

当町につきましては、月に3時間程度の時間外勤務を行っているという状況でございます。

それとこの表には書いておりませんが、当町の監査委員書記の時間外勤務についてはほとんどないと、時間外勤務はしてないという状況でございます。

以上で、近隣他10町の議会事務局の職員配置等についての状況の説明とさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

委員長

報告が終わりましたので、委員皆さまのご意見をお聞きしたいと思います。ございませんか。

(な し)

委員長

そしたら、私の方からちょっとお聞きしたいんですけども、⑥のところですね、広陵町と田原本町が総務課の方で、総務部長が書記を併任とありますけども、監査室の書記というのは独立性が必要なんじゃないのかなと、だから行政、執行部の方がそれを併任するっていうこと自体がどういうふうに理解したらいいのかなというふうに思うんですけど、そこは町としてはどう見てはるんですか。

委員長 乾副町長。

副町長 本来、いま委員長おっしゃったような形が望ましいとは思いますが。独立した形で町長部局とは別に、別の機関でやるというのが望ましいとは思いますが、こういう形をとっておられるのはどういう、いろんな人事配置の関係もあってされているとは思いますが、望ましいのは独立した形が望ましいは思っております。

委員長 あと実際こういう体制がいつからのことなのか、また平群については今年度から専任廃止されたということですが、実際に監査請求があったのかどうかというのと、その時に対応どういうふうにしたのかというのとは掴んではいませんか。

副町長 ちょっと平群町の方にもお聞かせ願ったんですけど、最近住民監査請求がもうあまりないという状況でございます、過去にはあったということがございますので、専任を廃止されたということがございますけれども、平群町さんいろんな全体の人事配置を考える中で専任を廃止されたということがございます。もし、そういった形でもし出てきた場合には、議会事務局だけで対応できない場合は、応援という体制ですね、それも取られているというふうには聞いておりますので、総務課の職員が応援に行くという形も考えているということがございますので、今は住民監査請求も出ておりませんので、この併任の体制で十分にできるという判断をされて併任という形に変えられたということで聞いております。

委員長 最近出てきてないのでこういう体制にされたということですね。

委員の皆さんいかがですかね。説明もありましたので、副町長出席していただけてますけれども、これテーマとしてはね、1年かけて検討していこうということですが、質疑を副町長に出席いただくかということで、またあれば事前にわかれば出席いただくようにしたいと思います。

ど、普段は特に報告がなければ出席されておられないと思いますんで、また別に今日じゃなくてもですね、それ以降でも質疑があればしていただけのような体制はとっていいと思いますけども。 平川委員。

平川委員 当町は監査委員の書記は課長補佐級ってなってるんですけど、これはなんか意味があるんですか。

委員長 乾副町長。

副町長 監査委員書記ということで、全般に亘ることになりますので、やはり係員ではなくて、やはり管理職で配置をしようということで従来から管理職を配置しておりますし、そのまま課長にという、あがられたということもあります、今は課長補佐級で配置しているということで、管理職で配置していいこうということを考えるので、配置しております。

平川委員 そうするとやはり業務としては、管理職の方でないとなかなか難しい業務なんですか。

副町長 難しいというよりは、当然町の全般のことになりますので、そういった知識を持っている職員ということにはなると思うんですけども、今まではそういう知識を持った職員を配置していると、それは管理職ということになっておりますので、当然書記ということになれば、管理職の方に併任、他の事務も監査委員の事務もありますので、当然係りの併任とうことでもあると思います。

委員長 嶋田委員。

嶋田委員 この表の7番目、これは残業というとらまえ方でいいんですか。

副町長 そうですね、正規の勤務時間以外の勤務ということで、時間外勤務、残業ということでございます。

委員長 他にございませんか。

(な し)

委員長 そうしましたら、今日はこの資料に基づきまして近隣の町の状況ですね、副町長の方からご報告いただいたということで、また今後の検討の参考にさせていただきたいと思えます。

そしたら、今日のところは①のところはこれで終わっておきたいと思いますが、よろしいですか。

(異議なし)

委員長 では、総務部長の方から、他に何か報告等はございますか。
加藤総務部長。

総務部長 特にございません。

委員長 そうしましたら、副町長、総務部長には、他の公務もございしますので、ここで退席していただくことといたします。どうもお疲れ様でした。
暫時休憩いたします。

(午前9時36分 休憩)

(午前9時37分 再開)

委員長 再開いたします。

次に、②各種研修会への参加について。

前回ですね、議長の方から政務調査費ではないけども、議員が研修に参加する際の費用について、出すことができるような何か制度を検討できないかということで、提案いただきまして、これについて今年度テーマとして掲げて検討を行っていったらどうかということで前回確認を

させていただきましたけども、まず委員皆様のご意見お聞かせいただければなと思うんですけども。

委員長 小林委員。

小林委員 議長からご提案いただきました意見に賛成ですので、その方向で取りまとめていただきたいなというふうに思っております。

委員長 どんな方法があるのかっていうのをちょっとまず調べていく必要があるかなど。内容によって最終的にやるかやらないかっていうのは確認したいなというふうに思うんですけども。

私が承知しているところだと、例えば大和郡山市だとか、前回も局長の方からいくつか報告いただきましたね。

再度そうしたらちょっと報告いただいてよろしいですか。

真弓議会事務局長。

議会事務局長 前回も少し申しあげましたが、昨年12月の段階で簡単にちょっと調査しておりまして、郡内ですね、平群町、三郷町、安堵町さんに聞き取りをいたしましたところ、3町ともまず政務活動費はないということでございます。研修等の取扱いなんですけれども、平群町につきましては特に予算措置はされていないということです。そして三郷さん、安堵さんにつきましては、三郷さんでは15,000円程度、それから安堵さんでは2万円程度の費用を予算としてご用意されていると聞いております。そして三郷さんは全員協議会で報告を義務付けておられるということです。それから、安堵さんはそういった形は、聞いたところではされておられない。ですので、前回お話をさせていただいた中で、公金が入るということになりますので、そういった仕組みというのが必要ではないでしょうかというぐらいのご提案を以前させていただいているところでございます。以上でございます。

委員長 近隣でいうと、三郷町さんと安堵町さんということで、そういう制度

つくっておられるということですけど、局長これ、それぞれの町の方で、
どういう形でまとめてはるかとかいう資料、またちょっと取っていただ
くことができますか。 真弓議会事務局長。

議会事務
局長 　　いわゆる出張報告といえますか、研修報告といえますか、そういうも
のをということによろしいでしょうかね。

委員長 　　それと、費用が例えば1万5千円だったら、それをどこで規定してい
るかとか、そういう内容、取れるようであれば次回の議会運営委員会で
また資料として提出させていただきたいなど。 平川委員。

平川委員 　　この1万5千円程度、2万円程度っていうのは1人ですか、それとも
議会として1年間でこの金額。

議会事務
局長 　　議会として、全部としてですので、だいたいお一人とかお二人とかぐ
らいになってますというお話も聞いております。

平川委員 　　検討していくときに、例えば研修の主催者とか目的とかっていうのが
どういうふうに規定されているのか。例えばよくレターケースにいただ
いている議員の研修のためのそういう研修機関の場合は明らかにそう
いう研修のための機関だっていうことはわかりますけれども、私もちょ
っと興味があっしていきたいなって思ったものが、民間のNPO法人だっ
たり、団体とかの勉強会とかっていうふうに、ちょっと興味があっで行
こうかなと思ったんですけど、それをどこまで、主催者もいろんな趣旨を
もって開催されている団体とかもあると思うので、どういうものに対し
て参加する費用規定になっているのかっていうところも、ちょっともし
そういうのを設置していくのであれば、検討していったほうがいいのか
なってちょっと思ったんですけど。

委員長 　　そのところもわかるようであれば、資料として取り寄せていただき
たいと思いますので。 嶋田委員。

嶋田委員　私はここでいくら議論したって町民の皆さんには結局お手盛りやないかというふうな感想を持たれる恐れがあるのではないかなと思います。よって、斑鳩町議会は政務調査費は取ってないと、これはもう公言していることであって、各個人がそれぞれの研修に行かれる場合は、実費で行かれる方がいいのではないかなと、町民の誤解を招かないようにですよ。私も過去、旭川、秋田、そして日本女性会議で日本全国いろいろなところ行きましたけれども、約、日本女性会議やったら10万ほどかかってますけども、それは個人の負担で行って納得しておりますんでね、それの方がいいのではないかなと思います。

委員長　嶋田委員からはそういうご意見だということでしたけども。それも含めてですね、1年間かけて検討していきたいと思えますんで。

そしたらまた次回ですね、平川委員からもおっしゃっていただいたことも含めて、資料が揃えられるのかどうかちょっと調査を事務局の方でしていただきたいと思えますので、また入手した資料につきましては、次回の委員会で提出をさせていただきたいと思えますが、そういう形でよろしいでしょうか。

(異議なし)

委員長　そうしましたら、以上で②のところについては終わらせていただいてよろしいですか。

(異議なし)

委員長　それでは、②の各種研修会への参加については以上で終わらせていただきます。

今年度の検討事項について、他にございませんか。　嶋田委員。

嶋田委員

私、先の議会運営委員会で、一般質問すべきかどうか迷っているということで、傍聴席の改良いうんですかな、狭いというふうなことで町民の方から指摘を受けまして一般質問しようと思ってましてんけれども、いろいろ相談なりなんなりした中では、一般質問の事項にはすぐわないという思いで取りやめまして、この議会運営委員会でですね、議会としてそれらをちょっと検討していただいたらどうかと、このように思っておりますので。

傍聴席の前の隙間が狭い、幅のことはあまりおっしゃってなかったんですけれども、そこらへんですね、これはまあ平成7年にも議員さんが一般質問で、庁舎の管理という中の1つにとらまえて一般質問されておられるんですけれども、この1年お願いしたいと思います。

委員長

ただいま、嶋田委員の方から傍聴席が狭いということで改良を求めることをテーマに掲げて検討課題として議論してはどうかということで提案いただきましたけども。

このことについてテーマとして取り上げていくということについて、皆さんのご意見お聞きしたいと思いますけども。

取り上げていくということでよろしいでしょうか。

(異議なし)

委員長

はい、そうしましたら前段の2つに加えましてですね、3番目として傍聴席の改良ということで今後テーマとして取り上げていきたいというふうに思います。本日のところはそれでよろしいでしょうか。

(異議なし)

委員長

他にございませんか。

(な し)

委員長 それでは、1. 協議事項については、以上で終わります。
次に、2. その他について、各委員から質疑、ご意見等があれば、お受けいたしたいと思います。 小林委員。

小林委員 先日の一般質問のときに傍聴者の方が多くてですね、そのときに1日目と2日目にちょっとご意見いただきましたのが、休憩時間がちょっと長いというお声もいただきました。なかなか傍聴者の方々、暇されますんで、その中でやっぱり20分とかなってきますと、ちょっと休憩時間長いんちゃうかというお声を確かにいただきまして、その点については20分にするのか、15分にするのか10分にするのか、どうしたものかなと思ひまして、一応傍聴者の方からそういうお声が多数ありましたということで、ちょっとご報告というかご相談させていただきたいと思ひます。

委員長 伴議長。

議 長 これは、私の感覚では、結局非常に、毎回非常に苦慮しているっていうか、難しいなと思って判断させていただいております。

ただ、やはりこれは議長の1つの決めていかなあかんことかということで、させていただいているんですけど、いろんなご意見あれば、それに合わさせてはいただきますが、以前15分の時に短いという話がちょっと私の方に入りまして、そしてそれから取るときは20分、取らないときは、随時それぞれがトイレとか行っていただいて、そしてそのまま続けてやると、もうその2種類で今現在はやらせていただいておりますねんけど、まあ皆さんご意見があればまたそれ聞かせていただければと思います。

委員長 何分取るかっていうのは議長の采配によるものですし、あともう1点ですね、一般質問の順番の関係ですね。

人によって質問時間が10分だったりとか、1時間以内でされるわけですけども、傍聴の方にお知らせする際にだいたいこの時間だと思ひよう

ということでお伝えして、前の方がちょっと短く質問されて来たらもう始まっていたというようなこともあって、今、休憩挟んでいただくような形にも、ずっと過去の経緯もあるのはあるんです。2日間とっているんで、必ず2日に分けてやろうというのも傍聴の方に自分の質問の順番がいつですよと、時間帯だいたいこれぐらいですよというのも目安としてお伝えしやすいような形でということも、この間議論はされてきたというのは経過もありますんで、また、議長おっしゃるように、そういうご意見があればお聞かせいただいて、また議長の方で配慮をしていただければと思いますけども、一応そういう経過もあってということもご承知おきいただければなと思います。

そうしましたら、この件は以上でよろしいですか。

(異議なし)

委員長 他にございませんか。 その他について。

(な し)

委員長 なければ、議長のほうから何かございませんか。

(な し)

委員長 それでは次に入ります前に、副委員長と交替いたしますので、暫時休憩いたします。

(午前9時40分 休憩)

(午前9時40分 再開)

(暫時休憩、副委員長と交替 委員長退室)

副委員長 ここで再開をいたします。

事務局から、何かございませんか。 真弓議会事務局長。

議会事務局長 それでは、お手元の資料の方ごらんいただきたいと思います。
まず、斑鳩町ソフトボール協会の「壮年斑鳩」の全国大会出場に伴います議長交際費の支出についてであります。

お手元のとおりなんですが、斑鳩町ソフトボール協会「壮年斑鳩」ですけれども、こちら40歳以上の編成ですけれども、9月に全国大会に出場される旨の連絡がありまして、支援の要請がございました。

議長交際費につきましては、ご承知のとおり斑鳩町議会議長交際費支出基準によりまして、全国大会等への激励にかかる経費につきましては支出することが可能でございます。

支出金額につきましては、先日の斑鳩少年野球部全国大会出場の例によりまして、事務局としましては今回についても、同額の1万円とされてはどうかと考えております。以上でございます。

副委員長 ただいま、事務局長から説明のありましたことにつきまして、質疑、ご意見等があればお受けをいたします。 平川委員。

平川委員 支出の、以前定めた内容に特に適合しないとかいうようなものではないと考えていいんですか。

副委員長 真弓議会事務局長。

議会事務局長 全国大会等ということでございますので、何ら、前回の少年野球となんら変わるものではございません。

副委員長 他にご意見ございませんでしょうか。 坂口委員。

坂口委員 全国大会出られるという嬉しいことなんで、交際費の方から出していただければと思います。

副委員長 他にいかがでしょうか。 伴議長。

伴議長　　これ確認ですけど、壮年と場所も違うし、協会と会長は一緒ですが、結局40歳以上と60歳以上と、1つが富山ですか、片方が北九州って書いてある。こればらばらですんで、各1万円ずつ、そう確認させてもろて構いませんねやろか。

副委員長　　真弓議会事務局長。

議会事務局長　　すみません、のちほどご説明しようと思っておりましたが、町の方の補助金、こちらの方もそれぞれに出されているということで確認しておりますので、そういうご提案にさせていただくつもりでございます。

副委員長　　いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

（ 異議なし ）

副委員長　　それでは、異議なしと認めます。

それでは、斑鳩町ソフトボール協会「壮年斑鳩」全国大会出場に伴う議長交際費の支出については、ただ今申しあげましたとおり取扱うことといたします。

ここで、委員長と交替いたしますので、暫時休憩いたします。

（ 午前9時44分 休憩 ）

（ 午前9時45分 再開 ）

（ 暫時休憩、委員長と交替 委員長入室 ）

委員長　　それでは、再開いたします。

事務局の方から、ほかに何かございませんか。　真弓議会事務局長。

議会事務局長　　それでは、資料2枚目の方ですが、同じく、斑鳩町ソフトボール協会「シニア斑鳩」の方です。

こちらの方についても、これは60歳以上のチームでございますけれども、11月に全国大会に出場されるという旨の連絡がございまして、支援の要請がございました。

議長交際費につきましては、先ほどの説明と同じで、1万円のご提案と考えております。

なお、重複いたしますが、町の補助金につきましては、両方のチームに出す予定ということでございますので、議長交際費につきましても両方のところに支出する案としておりますのでよろしく申し上げます。

委員長 ただいま、事務局長から説明のありましたことについて、質疑、ご意見等があればお受けしたいと思います。

(な し)

委員長 それでは、斑鳩町ソフトボール協会「シニア斑鳩」全国大会出場に伴う議長交際費の支出についても、1万円とすることで確認しておきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。

それでは、斑鳩町ソフトボール協会「シニア斑鳩」全国大会出場に伴う議長交際費の支出については、ただいま申しあげましたとお取り扱いすることといたします。

他にございませんか。 真弓議会事務局長。

議会事務局長 例年、ご参加いただいております、奈良県町村議会議長会が主催されます各種研修会なんですけれども、現時点では、開催通知の正式通知がまだ届いておりません。そういったことから、参加派遣計画書を上程することができないところではあるんですけれども、日程の通知のみがきております。

監査委員研修会が7月9日(月)、議員人権研修会が7月23日(月)、例年2、3名の議員さんにご出席いただいております。それから、正副議長研修会が7月30日(月)、こちらは正副議長さんをお願いしたいと思っております。

それぞれ、それで予定をされておりますので、最終日の全員協議会で、人権研修会につきましては、参加者の決定をお願いしたいと考えております。

なお、最終日までに開催通知の文書が参りましたら、追加日程として参加派遣計画書をあげさせていただきたいと考えておりますので、あわせてよろしくお願ひいたします。

委員長 ただいま事務局長から報告がありました、奈良県町村議会議長会が主催する各種研修について、最終日までに開催通知が届いた場合、参加派遣計画書を追加日程に加えることについて、ご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

委員長 そうしましたら、最終日までに開催通知が届きましたら、参加派遣計画書を追加日程に加えることといたします。

また、最終日の全員協議会で参加者の決定をすることについて、議会運営委員会としても確認をしておきます。

他にございませんか。

(な し)

委員長 すいません、私の方から1点ですね、昨日の総務委員会で、今日も報告いただきましたけども、保育料の改正が行われていなかったという件についてですね、昨日の総務常任委員会の中で、議長の方から質問もありましたけども、保育園のほうについては条例改正が行われてきちっと改定されていたということもあってですね、今後このようなことが起こ

らないように、幼稚園、町立幼稚園の保育料についても条例の中で決めていくように改正していくべきではないかなというふうに思ったんです。

昨日、私も総務常任委員会に入らせていただいてまして、なんらかのシステムの構築っていうんですかね、が必要だという意見は言わせていただきましたけど、具体的には特に申しあげておりません。

この件は総務常任委員会の担当にもなりますので、本日総務委員長いらっしゃっておられませんので、また総務委員長にも声かけさせていただいて、ちょっと町の方にですね、条例の中でそういうふうに決めていくような改正ができないのかということ相談していつてはいかがかなというふうに考えまして、議会運営委員会で皆さんのご意見お聞かせいただければなと思って、ちょっと提案させていただくんですけれども。いかがでしょうか。

昨日の話だと、町の方が改定をしないということだったので、条例改正の提案がないとわからないんですけども、ただ条例でやっぱり定めておくっていうこと自体が必要じゃないかなと。

以前、保育園の保育料については、議会の方の議決事項として確認をしていましたけども、現在は条例化されたということで、議決事項からははずれても、きちっと議決は必要な形で残っておりまして、当時幼稚園の保育料については、議決事項とはしてませんでしたけども、今回の件を受けてですね、やはり議決ができるような形にするべきではないかなというふうに思いましたんで、そのこともあわせてちょっと報告と提案とさせていただきたいなと思うんですけど。

暫時休憩いたします。

(午前9時51分 休憩)

(午前9時55分 再開)

委員長

それでは、再開いたします。

そうしましたら、今回、議運の方でこういう提案させていただいて、また全員協議会で議長の方から全議員さんの意思を確認していただい

て、議会の総意として町に対して最終的にそういう申し入れをしていただくかなりの対応をお願い、議長の方をお願いしたいというふうに思いますけどもよろしいでしょうか。

(異議なし)

委員長 そうしましたら他にございませんか。

(な し)

委員長 これをもって、その他については終わります。
それでは、継続審査について、お諮りいたします。
お手元に配布しています申出書のとおり、当委員会として引き続き調査を要するものとして、このように決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。
議長におかれましては、継続審査の手続きをとっていただきますよう、よろしくお取り計らいをお願いいたします。
以上をもちまして、本日予定しておりました案件は全て終了いたしました。
なお、本日の委員長報告のまとめについては、正副委員長にご一任いただきたいと思いますと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。
それでは、これをもって本日の議会運営委員会を閉会いたします。
どうもお疲れ様でした。

(午前9時56分 閉会)